

平成29年第4回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成29年12月6日 午前10時00分開議

1. 出席議員（15名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君
9番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
教 育 長	高 岡 秀 夫
まちづくり戦略課長	鯉 渕 弘 之
総 務 課 長	大 貫 忠 男
町 民 課 長	柳 橋 司 朗
財 務 課 長	大曾根 直 美
税 務 課 長	阿久津 忠 昭
健 康 保 険 課 長	高 堀 義 美
長 寿 応 援 課 長	加 藤 薫
福祉こども課長	山 口 利 春
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	皆 川 尊 志
都 市 建 設 課 長	桧 山 正 春
下 水 道 課 長	山 崎 秀 樹
会計管理者（会計課長）	鈴 木 貴 司
水 道 課 長	河原井 明

教育委員会事務局 局長

五 町 義 徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
書 記
総 務 課 係 長
総 務 課 主 幹

阿久津 雅 志
市 村 真 紀
塩 澤 友 則
君 嶋 直 樹

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成29年12月6日（水曜日）

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時00分開議

議員の出欠

○議長（小林祥宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名です。

開議の宣告

○議長（小林祥宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしく願いをいたします。

傍聴人2名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小林祥宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じます。

一般質問

○議長（小林祥宏君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、一般質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

それでは、通告第1号、1番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。
1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 通告に従いまして、一般質問を始めます。

まず、最初に、廃校活用について質問いたします。

小学校はその地で何代もの人たちが通ったという例えがあり、子や孫、ひ孫の運動会や学校の行事に家族ぐるみで参加してきたというように、歴史は古く、文化の拠点として長く伝わってきた学校です。地域の文化として再活用することは意義のあるものです。

ここでは、廃校になった旧古内小学校施設を歴史民俗資料館として再活用することを検討してもいいのではないかと提案をしたいと思います。

よい文化財があってもきちんと保護されなければ文化財になりません。きちんと展示できるようにしなければならないと思います。それに、平年ではなく計画を立て直しながら時間をかけて行う人材育成が重要になります。

城里町の小・中学校教材として学ブックが既に発行されています。ここには57の文化財が紹介されています。この学ブックの内容は興味深く、小・中学校だけでなく私たち町民も知りたい、目にして触れてみたいという気持ちに駆られるものです。ここに紹介されている歴史資料など直接見られたら歴史の流れがより具体的で身近なものとして見えるのではないかと思ったのです。

現在、常北小学校の旧校舎に資料室があり、大正、昭和初期に使用されていた唐箕や脱穀機、太い木を切り倒した大きなのこぎりなど、保管、展示されています。この町がかつて豊かな自然が脈づいていたことがよくわかります。

しかし、この旧常北小学校の部屋にはふだん鍵がかかっている、児童生徒や町民が自由に見ることができません。倉庫化しています。残念なことだと思います。

次世代に変わりつつある中、使われなくなった農機具や工具など雨ざらしになり朽ちて

いくのを待っていたり、ごみとして捨てられていくのももったいないことだと思います。

町独自の文化財として昔の人達の暮らしの様子がうかがえる品々が、ある一定の場所に展示されるようになれば、子供たちや町民が自分たちの町の歴史にもっと親しみを持っていただけるのではないのでしょうか。

昔から生活が見えるような歴史をパンフレットや学ブックのような資料とともに、実際に物を展示することで具体化され、目、耳、手で感じ取ることができ、感性も豊かになると思います。

また、この町の歴史資料が文化財、遺跡などがこの町内では保管し切れず、歴史館や茨大の図書室に保管されているとも聞きます。

並松遺跡や藤前遺跡の調査の発表のときには多くの方々が見学に来られたといいます。町民の関心はあるのです。

歴史文化財に関心を持つきっかけはさまざまです。この遺跡の発掘に加わった町内の子供たちが、町内の施設に自分が発掘に加わった資料が展示されていればより一層関心が強くなるのではないのでしょうか。

もちろん、歴史資料の展示にはその資料の保存、補修だけでなく、学術的な意味をきちんと捉える専門的な知識を持った人材育成が不可欠です。

せっかく学ブックなどを作り教材としているのですから、この方向をさらに発展させていく必要があるとして提案しました。

答弁をお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） さらに傍聴人2名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 1番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

旧古内小学校に歴史民俗資料館の設置をというご趣旨の質問でございますが、校舎の全てを資料館とするには施設が広過ぎると感じています。

廃校舎等の利活用につきましては、できれば校舎等一体での有効な活用を、基本的には公募を行って図ってまいりたいと考えております。

本町内の文化財を展示できるようにというご提案でございますが、その地方の歴史や文化の特色を広く紹介するために、資料の展示は有効な手段であると思います。現在、桂図書館内に町立郷土資料館を設置、七会地区に町立山村文化資源保存伝習館が設置されており、また、常北小学校別館に町内の民俗資料を保管しております。展示、公開とともに資料の保存も重要な課題であることから、資料の特性や利用者のニーズを踏まえて、これらの既存施設の強化に努めていきたいと考えています。

また、町民の皆様への郷土に対する理解と関心をより高めてもらうために、例えば、町指定史跡である黒澤止幾の生家を活用して展示するなどの整備も検討していきたいと考えて

います。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 2 回目の質問に入ります。

わかりました。ありがとうございます。

資料館には広過ぎるという当初の答弁でしたが、広過ぎることについては2 回目の質問にちょっとかえさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

町には栗野春慶塗や桂雛、獅子頭、陶芸など行っている人がいます。工芸を展示することや伝統を持った踊りや太鼓の練習場所になったり、自主的な勉強会、サークルなど憩いの場であったりするとよいと思っております。

また、人材育成が鍵です。専門的な知識を持った人の育成が欠かせません。長い目の取り組みが必要だと思っております。歴史民俗資料館は展示だけでなく保管、修正といった分野の知識も必要です。

そういうようなことも含めて、私は古内小学校は広過ぎるではなく、使い方によっては幾らでも使えるのではないかと考えております。

今、言いましたように、栗野春慶塗ですか、それから桂雛などを紹介するに当たったりとか、その紹介したり、今までも多分歴史を紹介したりとかすることはあったと思うんですけれども、そこを文化の拠点として、古内小学校にその場でここは文化の拠点だよというようなことでやっていただければいいのかなと。

また、繰り返しになりますけれども、踊り、大杉ばやしとか七会から始まった源太おどりですか、あんなものも、ああいうものもここで一緒に練習したりとか、そういう場所をつくってはいかがでしょうかというようなことで、広過ぎるということではなく、もっと大きな広い目で見ていただければと思っております、私は質問をいたしました。

ご答弁をお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 1 番藤咲議員の質問にお答えいたします。

古内小の活用をということですが、これまで北方小、坏小、それから七会中学校と、廃校の利用を進めてまいりましたが、いずれも地元で説明会等をやって、もうぜひそれでいいというような強い地元の皆さん方からの支持があって始まって、今ここまで進んでいるものばかりでございます。

そういう意味で、古内小学校の利活用につきましては、あくまで、まずは地元の旧古内小学校学区の住民の方々がそれを望むかどうかというのが一番重要なことだというふうに思っております。

現時点では、古内地区の住民の方から古内小学校を歴史民俗資料館にしてほしいという

要望等は伺っておりませんので、そのことについて私がここで進めるとかいうことを言うのはちょっとまだできないのかなというふうに思っております。

一方、黒澤止幾の生家のほうでございますが、今、署名活動等が地元で展開されているというふうに伺っておりまして、ぜひ地元の住民から黒澤止幾の生家の保存をという多数の署名が恐らく近いうちに届くであろうということが予測をされております。そういった黒澤止幾生家の保存に関するご要望をいただいたときに、町としては何らかの回答をしなければならないと考えておりますが、単なる保存という位置づけではなくて、単に黒澤止幾の生家を保存するのではなくて、町の歴史、民俗資料を展示する場所として黒澤止幾の生家を一つの目玉にしつつ、周辺の駐車場整備等も一体化して展示場所を整備していくというような形で答えできればなと今感じているところでございます。

いずれにしても、まだ予算措置等は具体化していない段階のお話ですので、確定的なことは申し上げられませんが、そういった文化財の保存事業をやるときには地元からのご要望をいただいて、それに応える形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

結局、古内小学校は要望がないからできないというようなことを答弁いただきました。

この町は、町民憲章にもあるように、文化の薫り高い町にしましょうということで、どこに行ってもそのところどころで文化の薫りが高くなるような、そういう町にしたらどうなのかなと私は思っていました。黒澤止幾のことももちろん、それから島家とか、そういうところも島家住宅だとか黒澤止幾の生家、あそこももちろん文化財としてしっかりと守るべきだと思っております。

ただ、私が資料館として言っているのは、今、最初に言いましたけれども、藤前遺跡ですか、それから並松遺跡とか、いろんな町の中から出た遺跡がかなり出ています。そういう遺跡物は今の県の北方小にある遺跡の物とはまた違ってはいますよね。ですので、そういう物とまた違った形で、あそこはあそこで県のものとして使っているんだと思うんですけども、町の文化財として町だけの独自の文化財を展示してはどうかと。

やっぱり古代から中世、近代までの流れなどが古内小学校に行けばわかるよと。それで遺跡物もあるよ、そして、今の近代になっているような春慶塗とか桂雛とか獅子頭とか、そういう本当に薫り高い文化で、この町を文化に重点となるようなものにできればいいのかなと思っていました。

そういうようなことも含めて、旧古内小学校に歴史民俗資料館の設置して町の文化財を見る形で、歴史が流れが見えるような、そういうように展示できればいいのかなということで求めまして、3回目の答えをお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

回答させていただきます。

決してそういった文化財を展示することに反対しているわけでは全くございませんで、ただ、場所について古内小を使ってくださいという話につきましては、それをちょっと私が古内小をやるとかやらないということは、今言えないかなというふうに思っております。

一方で、黒澤止幾の生家のほうに関しては、地元のほうから今署名活動もやっていて、ぜひ保存してほしいというお声があるわけですから、それに対しましてはぜひ保存したいですし、ただ、何のために保存するのかわかんないんではいけませんので、展示施設として活用するために保存しますということであれば、展示施設ですから周辺の駐車場の整備とかも一体で行うことができると思いますし、そういう方向で考えていきたいなというふうに思っております。

ただ、まだ予算等もまだ全然計上されていないお話ですので、やるとすればということでございますが、そういうことでございます。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） できればそういう薫り高い文化がどこに行ってもこの町はすばらしいねと言われるようなところにしていただければと私は願いを込めまして、3回目の質問は終わりにいたします。

ただ、黒澤止幾を無視したりとかしているわけではないです。もちろん、私は黒澤止幾のほうは残してほしいと思っているところですので、もちろん、そういう点では住民の要望があるのであれば、もちろん聞き入れていくべきだなと思っておりますので、そういう方向で進めていただければいいのかなと思っております。

そういうようなことで、含めながら2つ目の項目の質問にさせていただきます。

住宅リフォーム助成制度について質問をいたします。

住宅リフォーム助成制度は、県内では当町がいち早く取り組んだ制度です。この利用が業者や町民のためになるものとして、私はこの制度のさらなる利用の拡大を願っています。

住宅は雨風にさらされながら人の生活を支え続けていく中で、劣化していくことは否めません。手をかけなければその品質を維持していくことはできません。改修工事は私たちには必要なことです。よって、この制度は住民にとって喜ばれているところです。

この間、私の知人2人が家の補修を行いました。町のリフォーム助成を受けられるのではないかと私がアドバイスし、その知人が役場に連絡をしたところ、受けられないと返事もらったそうです。なぜなら商工会に入っていないから助成は受けられないとのことでした。もう一人の知人は改修前に申請しないとだめなんですと言われたと言っていました。

私は大変腑に落ちない思いをいたしました。この事業は、町民全体にかかわるものとして町

の予算に計上されています。しかし、実態はそのようになっていないように見受けられます。

この事業を商工会の枠内だけの事業にしているのかと思います。当然のことながら、商工会だけの事業にすれば一般の町民に知らせるシステムにならなくなってしまいます。それではせっかくの制度が町民全体に広がっていかないと考えます。

事実、平成27年までは予算額が300万円でしたが、平成29年度から200万円に減額しました。平成26年度まではリフォーム助成を受けた件数が10件から20件あったのが、平成27年度には急に8件と減少していました。

私は、減額するよりも予算をもとに戻すか、多くしてでも活性化に向けて周知など考えて増額すべきだと思っています。

つまり、私は、町民にとって大いに利用価値があってもっともっと利用が広がっていく制度なのに実質的に縮小しているのはもったいないと思ったのです。

利用が拡大することによって町内の経済にも貢献するという制度なので、商工会に入っている、いないにかかわらず、全町民が利用される制度にする必要があると考えます。

そのためには住民への周知が第一条件になります。町民が知らなければ利用はできません。広報に1回載せるだけではなく、繰り返し載せる必要があります。回覧での周知も考えなければならないと思います。

そして、私は町の商工会がより発展することを希望しています。現在、この住宅リフォーム助成の事務は商工会が担当しているということですが、そういう事務を通じて商工会未加入の業者がこれを機会に商工会への加入を促すことがあってもよいかと思っています。

さきに申し述べましたように、この制度の根幹は平等でなければならないと思います。その上で、町民の誰もが活用することによって、町の活性化に役立つものだと考えます。制度の初心に返った運用が求められるのではないのでしょうか。

以上、提案も含めまして質問といたします。お願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 藤咲議員のご質問にお答えをいたします。

本事業につきましては、町内住民のリフォームを促進することと同時に町内商工業者の振興をも目的とした制度でございます。そのため、補助条件として商工会加入事業者というふうに規定しているわけでありまして。

本年度につきましても、予算の範囲内において幅広く活用をいただいております。9月30日現在ですが、今年度は21名の活用がございました。一時的に27年ぐらいに下がったのは恐らく地震の後みんなリフォームをやって一時的にこう落ちついて、再びまた今年当たりから増えてきているのはちょうど地震から13年たって、そのときにリフォームしなかつ

た人がそろそろ出てきているのかなというふうにも推察しております。

町のさらなる活性化を図るためにも制度要件の緩和なども考慮の上、幅広く制度を活用していただけるよう検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） ご答弁ありがとうございます。

少し、なぜ私が疑問を持ったのかをちょっとお話をしたいと思います。

リフォーム、Aさん、申告に行ったところ、床修理30万円かかりました。補助は受けられなかった。本人が商工会に行ったところ、商工会に加入していないため申請できなかったということでした。

商工会というのは業者の方が商工会に入っていないからということで、私もわかった上でのことなんですけれども、商工会に入っていないからだめだと言われたということについては、役場に行ってみて、どうかなということも案内もされなかったというようなこともおっしゃられていました。

それから、もう一人の方はBさん、床、ふすまの修理が20万円以上かかったということでした。終わってから気がついて役場に行ったところ、修理前からの写真をとって申請しないと補助は受けられないということと言われたということでした。

それはもう予算範囲内でやらなければならない町の現状もありますので、よくわかっております。それはそうですよねと。しかし、このような不公平感がおかしいと思います。

全町民に知らせるシステムになっていないから商工会だけの取り組みに終始しているのではないのでしょうか。

町長が今、さらなる活性化のために活用してほしいというのはわかります。私がそういう意味で質問をしています。しかし、どうしたらこの活性化が広がっていくかということを私は質問をしています。

1 回だけの広報でのお知らせというのはなかなか伝わらないというところもあります。活性化を望むのであれば、もっともっと 2 回から 3 回の広報に続けて載せるか、もしくは 2 カ月ごとに載せていくとか、また、回覧などで回してあげるとか、そういう、何ていうんですか、細かい案内、周知をやっぱりやっていく必要があるんじゃないかと思っております。

活性化にしてほしいと、活性化をしてほしいんです、活用してほしいんですというのは誰でも言えることなんです。それを活用するにはどうしたらいいかというようなことを私は提案しております。

ですので、ぜひ取り上げていただければいいなと思っております。

2 回目の質問にいたします。3 回目にもう少しお話ししたいと思っておりますので、とりあえ

ず私の2回目の質問に対してお答えいただきます。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、質問に回答させていただきます。

恐らく町内の商工業の方で商工会に入っている方は、リフォームの話をお客さんから相談があった時点で、こういう補助制度がありますから活用してくださいというふうに、すぐに商工業者自身の方がわかっていらっしゃるので、むしろ営業提案として必ず補助金申請してくださいというふうに大工さん自身が紹介すると思います。

ですので、恐らくそのことを大工さんが黙っていたという時点で、恐らく私は商工会に入っていないから補助を受けられないというのは、その大工さんはわかっていたと思うんです。あるいは町外の大工さんだったのかもしれませんが。

ですので、地元に住んでいる町内の商工業の工務店に頼めば恐らく補助申請漏れは余りないのではないかなというふうに思います。ただ、町内の商工業者の方でも商工会に入っていない人もいらっしゃるかと思いますので、そういう場合は確かに補助が受けられないんですが、一方で、商工会の会員の方々、例えばホロルのたまごのお祭りでボランティア活動をやったりとか、そういった社会貢献活動をやっていることも事実ですので、完全に、商工会に入って会費も払い地域のためのボランティア活動をやっているところとやっていないところを完全に公平に扱ってしまうことが、それが公平なのかというのは、またご議論のあるところかなというふうに思います。

そういう意味で、恐らく商工会に入られている会社の方々からは、これは商工会の会員限定という条件を外してはならないと、それを外した瞬間にみんな商工会から出ていってしまっ、商工会自体がだんだん成り立たなくなってしまうので、やはり会員をつなぎとめるためにもそういった商工会会員向けの事業というのが幾つか必要なのではないかなというふうにも思います。

一方、住民の皆様方に関しましては、制度をさらに利用してもらうためにも広告媒体を強化させ、例えば、町のホームページにより理解しやすい形で掲載したり、チラシや広告の配布を行うなど、今後さらなる利用拡大に向けての検討を続けてまいりたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） ご答弁ありがとうございます。

私、商工会のことをとやかく言って商工会を悪く言ったりとかしているつもりは全くないんですけども、商工会はもっともっと活用してほしいというようなことはもちろん思っていますし、そういうホロルのたまごとかいっているところもよくわかります。

しかし、不公平感はないほうがいいんじゃないかなと私思うわけです。確かに町長はホームページとかチラシとか配布などで検討するというのも考えているということですので

で、その辺で少し進めていただければいいのかなと思っていますけれども、ちょっと3回目の質問にします。

町の活性化とか発展のためには必要な制度でとてもよいことです。予算を増やしてでも行うべきで、拡充に取り組んでほしいと思います。

それは300万から200万に減額されたということがどういうことなのかはちょっとよくわかりませんが、300万でやっていたのであれば300万でまた継続してやっていただければうれしいかなと思っています。

また、利用してもらうことは商工会のためにもなりますし、町で所得の低い人たちのリフォーム助成は喜ばれています。利用してよかったと思われる制度です。町の活性化のため利用拡大のために住民への周知を考えてほしいと思っています。

これで3回目の質問ですので、答弁を最後をお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 　ただいま11番南條　治君が中座いたしました。

町長上遠野　修君。

〔町長上遠野　修君登壇〕

○町長（上遠野　修君）　ご質問に回答させていただきます。

予算の増額をということなんですが、今年21人の申請が既にございまして、予算額200万に対して約160万、残額40万まだ残っているところがございます。

もし、申請があと5件、10件出てきてオーバーしてしまった場合は、そのときはきちっと対応しようというふうには考えております。予算をオーバーするほど申請が来たときには、きちんと補助要件を満たしている人が補助をもらえるように対応しようというふうに考えております。

ただ、もう12月ですので、それでまだあと40万残っていますので、工事を終えないと補助申請できないところを考えると、これ以上申請はそんなに多くは上がってこないのではないかなと、大体今年度の補助を狙っているというか、考えている人は今ぐらいまでに大体出してくれますので、予算としては今年は大体足りたのではないかなという印象を受けております。

それから、リフォーム補助とは別に今年から新築補助をやっておりまして、新築した場合50万円の補助を出すということでやっておりますが、既に3件、150万円の補助の申請をいただいて、竣工も間近な案件が、竣工も間近に迫っておりますので、そういった形で町内の商工業の発展のための予算は総額としてこれまでより増えているということをご理解いただければ幸いです。

○議長（小林祥宏君）　1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君）　質問はいたしません。ちょっと私の考えをちょっと述べさせてもらって退席いたします。

質問はいいですので。

商工会に入っていないから申請を受けられないというのはやはり不条理な、ちょっとやっぱり不公平なことでありますので、この際、町で商工会に入っていないで申請に来たときには町で何とか受けてあげるといようなことはできないでしょうか。

まちづくり戦略課のほうですか、対策しているの、対応しているのは。

できればその辺までやっていただけるとうれしいなど。そうすれば全町民がリフォームをやるときには全て補助が受けられるといようなことに、重々、町、ホロルの祭りとかそういうところでやっているのはよくわかります。しかし、さらにやっぱり不公平感を生まないために何とかできないでしょうかとっております。

これは答弁いただかなくて結構ですので、私の考えも重々わかっていたいただきたいと思いますと思っております、訴えさせていただきます。質問させていただきました。

ありがとうございました。

○議長（小林祥宏君） 以上で1番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第2号、3番菌部 一君の発言を一問一答方式により許可いたします。

3番菌部 一君。

〔3番菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） それでは、3番菌部です。

私は通告に従いまして本町職員の健康管理と野生鳥獣対策、道路政策等について、以上3点をご質問させていただきます。

まず1点は本町職員の健康管理についてお伺いします。

現在、職員の中で身体面や精神面での体調を崩され診療や入院されている方はいるのかどうかをお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

3番菌部 一議員のご質問にお答えをいたします。

12月1日現在で療養休暇をとっている職員が1名、休職中の職員が1名おります。

療養休暇は、職員が私事による負傷または疾病のため療養する場合90日以内において必要と認める期間の療養休暇が与えられるものです。その場合、給与は支払われます。

一方、休職中の職員が1名おりますが、休職者の場合、給与の支給はされないことを申し添えておきます。

○議長（小林祥宏君） 3番菌部 一君。

〔3番菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） 現在は疾病等で入院されている方が2名、そのほかにもう1名ということでございますので、実は私、答弁に際しまして、職員の中でいろんな新しく職場

が変わったり、そういう中で、職種が増えて、やはり負担となりまして、やはり精神的にも非常に困ったというお話も伺ったわけあります。そういうことで、やはり役場の中で、やはり同僚等がやはりそういうことで悩み苦しんだときに、やはり周りの方や職場での上司等に相談をできる、そういうふうな仕組みといたしますか、そういうのは今後必要なんではないかと思えます。

また、今年度も長い間お勤めになって退職等で職場を去られる方があると思えますので、そのときには新たにまた新採の職員も入ってくると思えます。そういう方もこれからやはり町のために一生懸命仕事をしたいなということで入所されるわけではありますが、そのような方もやはり困ったときに、現在もやっているんだろうと思うんですけども、やはりそういうような場を設けて、やはり楽しく元気に町のために働ける環境をつくってほしいなと思っています。

また、今回の議案の中で産業医の話がございました。その方、そういう何ですか、身体的とか精神的に困った方のためにも対応される立場なのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

まず、療養休暇1名、休職1名、職員が200名いて、療養休暇1名は議会事務局の職員になりますが、最近病気で入院した者でございますけれども、あと休職1名ということで、恐らく200人の事業所で休職1名、療養休暇1名というのは相当少ないほうだと思います。同種同規模のほかの役場行くと、もうちょっとたくさん休職や療養休暇の人がいるのではないかなというふうに伺っております。

そういう意味で極端に城里町において、また過去の経緯を見ても休職1名、療養休暇1名という数が過去の城里町役場の療養休暇の数、休職者の数から見ても特に増えているわけではないということで、そんなに体調不良で休んでいる人が増えているわけではないというのは、事実関係の数字として押さえておく必要があるのではないかとというふうに思います。

その職員の悩みを聞く機会をとということなんですが、それにつきましては、今、月1回必ず課長が自分の課の課員と5分でもいいから全員と月1回は面談をするということになっておりまして、その面談結果を総務課長に報告するという制度が今年から開始されておりまして、それに基づきまして毎月各職員の悩みの情報が吸い上げられるようになっております。

そういった形で何かちょっと悩みがあったらその情報がしっかりと人事担当部局に伝わって早目の対応がとれるように配慮をしているところでございます。

産業医の役割については総務課長より答弁をさせます。

○議長（小林祥宏君） 総務課長大貫忠男君。

〔総務課長大貫忠男君登壇〕

○総務課長（大貫忠男君） 3番菌部議員さんの質問にお答えいたします。

産業医でございますが、昨年度から城里町衛生委員会を設置しておりまして、その中で産業医を選任しまして、先ほど町長のほうからありました毎月の各課局長等からの面談の実施状況、その中でちょっと参ってそうな報告がある人、そういった方には産業医との健康面での面談、相談ができるようになっております。

また、職員の健康診断はもちろんこれ法令で定められておりますから毎年実施しております。また、メンタルヘルスチェックをここ3年ほどやっております、その結果をもとに、ちょっと病院に行ったほうがいいよというような方には進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） ただいま13番小松崎三夫君が中座いたしました。

3番菌部 一君。

〔3番菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） ありがとうございます。

やはりこれからどうしてもそういう健康面、精神面のケアは大切だと思っております。

どうぞこれからもそのような体制を維持していただきまして、職員の皆さんが健康で明るく働ける、そして住民に十分サービスができる体制をとってほしいと思います。

続きまして、2問目に入らせていただきます。

2問目は野生鳥獣対策についてであります。

今、町では野生獣に対して、特にイノシシ等なんです、農作物被害状況調査を始めておられます。少し遅かったのではないのかなという感じはしておりますが、やっていただけることは前向きであろうと思います。

今、私どもの近くで話題に出るのはイノシシ等による農作物の被害、道路に出てきた話とか、車でぶつけた話とか、または、もう住宅地内まで入ってきて庭を荒らした話など、大変住民には恐怖を与えております。

特に七会地区は山間地であり、畑も田んぼもイノシシの被害を防ぐために電気柵や防護網を回して農作物を栽培しております。

現在、それらに対しまして、農業共済や町の補助金を利用して防いでおりましても、なかなか採算が合わず、今後それぞれの田んぼや畑で耕作放棄地が増えてくるということがあります。

そこで、町長にお尋ねをします。

現在、農作物、農業施設等の被害額、被害状況をどのように捉えておられるのか、その

被害額はどれぐらいなのか、また、それらの対策として今後どう考えているのかを、以上、3点をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

被害につきましては、農業共済等の申請内容により町内13件が該当し、水稻関係の被害額は50万円程度と聞いております。

また、本年は町独自の調査もしており、現在約55件程度の報告があります。被害報告内容から推計すると金額換算での被害額は400万円以上が見込まれます。

次に、現在の有害鳥獣対策としての取り組みでございますが、狩猟免許取得への助成や箱わなや電気柵などの購入補助を継続しながら、県の補助金を活用しわな等の見回りを専門的に行う活動員の配置など、年々増加傾向にある有害鳥獣対策として検討していきたいと考えております。

また、本年の補正予算で実施する地域資源を活用した山村活性化対策事業によって東京農業大学の指導を受け、駆除したイノシシ等の肉や皮の活用についても研究をしていく方針です。なお、この事業は全額国の補助となっております。

また、廃止された給食センター等の活用も視野に、現在、国で進めているジビエ倍增モデル整備事業への応募や、応募による施設整備や、現地である程度の解体処理ができるジビエカーの導入を今後考えていきたいと思っております。

○議長（小林祥宏君） 3番菌部 一君。

〔3番菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） ありがとうございます。

町の調査で、農業共済のほうでは13件の被害で金額的には50万ということで、また、町の調査では55件ありまして金額的には400万ということでございます。でも、実際には、小さい被害は町のほうや共済には出していなくて被害額としてはもっとあるのではないかと感じております。

しかし、町のほうとしてもいろいろ鳥獣被害対策、自治体の補助金や狩猟免許の取得補助、箱わな、電気柵等で対策は打っていただいていることは大変ありがたく思っているわけでありまして。

ただ、一生懸命やっってはいただいているんですが、現状はとる数よりも繁殖数が多くてなかなか頭数が減らないというのが現実だと思います。そういうわけで、さらに対策といたしまして、何点かを町のほうにご提案、お願いをしたいなと思っております。

第1点は、現在行われています鳥獣被害自治体の補助金でございます。

今までは200万ということであるんですが、やはりこう頑張っていただくためにも2倍

から3倍に増やしてはどうかと思っております。理由といたしましては、1日隊員さんが出動させていただいてもそのガソリン代にもならないということで、一日中車を使って山を歩き回ってのことでございますので、この金額では少ないのではないかと思っております。増額を考えていただきたいと思っております。

2点目は、くくりわな等の捕獲免許を取得された方が、やはり猟期外でも年間を通じて有害駆除ができるようにしてはどうかと思っております。

3点目は、有害駆除を専門に、先ほど見回りということでございましたが、それと同じかどうかはわかりませんが、嘱託者を採用していただいて、年間を通じて有害駆除ができるようにはしてはどうかと思っております。

また、現在箱わなで捕獲をしているんですが、私たちが小さいときには、三間四方の広い土地を利用して囲いわなをつくって、中にサツマ等をエサをつくっておいて、そこにイノシシを誘い込んで一網打尽にしてとるという方法もありました。そういうふうな、何ですか、大きな柵のほうもことも考えてはどうかと思っております。

以上、4点をご提案させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

本年より県補助1頭当たり8,000円の補助が出ておりまして、町補助と合わせまして1万6,000円の補助がございますので、ぜひこの1頭とるたびに1万6,000円のこの補助を存分に活用して、有害鳥獣のイノシシの捕獲に当たっていただきたいというふうに考えております。

2番目のご提案ですが、本年10月より任命した鳥獣被害対策実施隊ができました。くくりわな等の有害鳥獣捕獲について活動を任命することは可能となりました。けがや事故等のこともありますので、実際どのように進めるかは猟友会と相談しながら検討していきたいと思っております。

3番目の提案ですが、捕獲担当の専任者を採用することも一つの案ではないかと思えます。費用の問題もありますので、現在任命をしております有害鳥獣対策実施隊を中心にして検討をしていきたいと考えております。

地域における囲いわなの設置のご提案でございます。本年より箱わなの購入補助事業を始めました。ぜひこちらの活用をまずはお願いしたいと考えております。囲いわなにつきましては地域より今後要望等がある場合は検討していきたいと考えます。設置費用や場所の問題、管理をどうするのかといった検討が必要だと考えております。

○議長（小林祥宏君） ただいま12番杉山 清君が中座いたしました。

3番 菌部 一君。

〔3番菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） ありがとうございます。

それで、町と県で1頭1万6,000円の報奨金が出るということなんですが、これは有害駆除のときですか。

それと、あと、大きい囲い、柵というか、それをもし地元から要望が出れば、町長のほうで考えていただけるということでございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

あと1万6,000円の点をご回答お願いします。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 農業政策課長皆川尊志君。

〔農業政策課長兼農業委員会事務局長皆川尊志君登壇〕

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（皆川尊志君） 3番菌部議員の質問にお答えいたします。

現在、県のほうから8,000円の補助がございまして、町でも4,000円今まで補助しております。本年は対策費として県のほうで町と同じ4,000円を上乗せして補助をするということで、現在、既にまだ支払いは済んでおりませんが、本年度の年度末にはその分上乗せして最終的な1頭につき、これは親のイノシシの対策なんですが、1万6,000円が支払われることになっております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 3番菌部 一君。

〔3番菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） ありがとうございます。

そうしますと年額で最初駆除隊に払っているお金は変わらないということですよねですか。

もう3問終わっちゃいましたか。

続いて、別な3問目の質問に入らせていただきます。

まず、本町の道路行政についてお伺いをしたいと思います。

おかげさまで七会地区はいろいろお話がございましたように山合いのところに開けた地域でございますので、幹線道路とかそういうのはほかのところよりもいいのかなと思っております。ただ同じ町内を拝見させていただきますと、特に旧常北地内の道路現状については、ちょっとこう狭くて大変だなと考えておるわけでありまして。

大切な生活道路として、また児童の通学、緊急車両が入れない道路等が散見されますので、早急に解決すべきではないのかと思ひまして、また、今後の計画があるのか、以上2点をお伺ひしたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

じゃ、回答させていただきます。

まず、本町の道路の現状についてということと、今後の計画についてという2つの質問をいただいたと思います。

道路の現状ですが、消防関係部署の調査では旧常北地区において中型以上の車両が進入できない路線は、法定外道路を除いて35路線ほど確認しております。都市建設課の道路台帳の集計によりますと、最大幅員が4メートル以下の町道路線は旧常北地区で650路線あると把握しております。町道の改良要望は年間三、四件提出されていますが、ここ5年間は把握している35路線は出てきていません。

今後の計画につきましては、地区の要望をもとに予算化し改良工事を実施してまいります。なお、12月には常北中学校と常北小学校の間を結ぶ町道、それから、石塚小学校前のアジラ線、この2本の改良工事が発注されている見通しです。

今後も地域の意見を聞きながら道路の改良に努めていきたいと思っております。

○議長（小林祥宏君） 3番 菌部 一君。

〔3番 菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） お答えありがとうございます。

現在の緊急車両の入れない道路が旧常北地内でも35路線あるということは本当にもう大変なことだと思っております。火事や救急車の到着がおくれてしまいまして、大切な生命あるいは財産が失われることがあってはならないと思っております。

また、道路拡幅が4メートル以下の道路も旧地内では650件もあるということでございますので、やはりこれは、道路改良する場合には現在は多分区長さんの要望に基づいて実施されるのかなと思うんですが、やはり全てが、区長さんは区内の代表でありますので、全部掌握しているとは思うんですけれども、やはりこういういろいろな人間関係がありまして、直接区長さんに申し出や、できない場合もあるのかなと思っております。そういうときは直接本庁のほうにも町民の方もおいでになってお願いしているケースもたくさんあると思うんですが、私は区長制度を否定はいたしませんけれども、やはり町長や町の職員は200名からおるので、やはり町の現在の道路事情はわかると思っておりますので、そこは町の方針として取り入れて道の改良に尽くしていただいて、地域住民の方が、何ですか、安全に利用できるようにしてはどうかと思うんですが、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

回答させていただきます。

町の職員は200名いるということですが、都市建設課の道路改良の職員でいきますと3

人とか4人が改良係になるわけですしけれども、維持、保守係もまた別にいますが、道路改良係というところで行きますと三、四人の体制でございます。もちろん増員も図ってまいりたいと思いますが、増員するとほかの課の職員を減らさなきゃいけなくなってしまいますので、なかなか劇的に道路改良係の職員を急に2倍3倍に増やすということまではなかなか難しいのかなと思います。

そういう中で、限られた人数の中でできるだけたくさん多くの改良事業をやっていきたいというふうに思います。

そういう中で、一番職員にとって負担がかかるつらい仕事というのが地元の地権者の印鑑をもらうという作業になるわけですが、そこがどうしてももらえないことでせつかく予算をつけても工事が進まない道路が実際にいろんなところに存在するわけです。予算をつけても工事は動かないという道路がたくさんあるわけですが、そういう中で区長さんが先頭に立って地権者の印鑑を連ねてやってほしいといただいた要望につきましては比較的スムーズに着工に至る、それでも区長さんが先頭に立って印鑑を押して出してきた、いざ用地買収に入るといろいろ難しいと言われて難航するケースもないわけではないんですが、それでも地域ぐるみで要望しているところは、やはり全くそういうのがなしで行政主導で入っていった現場よりもはるかに進む可能性が高いというふうに考えておりますので、年間、やはり道路改良事業、10本も20本もできなくて、どうしても数本分の改良事業の予算しかつけられないのですが、そういう中でどこに予算を出すかという、やはり区長さんが先頭に立って地主の皆さん方の印鑑をそろえて出してこられたところというのは非常に予算を計上しやすいところではご理解いただければと思います。

ただし、区長要望を通さない道路改良の制度も幾つかございます。

1つは都市計画道路という制度ですが、都市計画認定がされている道路の拡幅等につきましては特に区長要望等がなくても行政主導でやることができます。ただし、都市計画の認定に当たりましては、今年都市計画費、予算に計上されておりますが、計画認定まで数年を要しますので、ひょっとしたら行政主導による都市計画認定よりも区長さんが上げちゃったほうが結果として時間は早いかもしれません。

それからあともう一つは、請願道路という形で、あれは区長さんではないですが、議員紹介による請願によって道路改良が間もなく着工するところがございますが、そういう区長さんではなくて議員紹介による請願道路という、請願を出していただいて、請願を議会で採択して、その後着工に至るといった制度もございます。そういった、区長さんを必ずしも通さない制度もあるということではご紹介をしておこうと思います。

ということで、道路整備につきましては、たくさんの本数をやっていきたいと思うので、そのためにぜひ地元の方にもご協力をいただきたいということをお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小林祥宏君） 3番 菌部 一君。

〔3番菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） ありがとうございます。

ただ私は、職員200名全部が道路行政にかかわれと言っているわけではありません。常に皆さんは担当、担当はあるかもしれないんですが、やはりそのたくさんな目で見て、貴重な情報はその担当に上げて、役場全部でやってほしいということでもありますので、その点はどうぞお聞き違いないようによろしくお聞きしたいと思えます。

道路行政はいろんな行政の中でも本当に大切な仕事と思えますので、今後とも道路担当の方以外にも町全体として、町長を先頭に、よりよいまちづくり、道路づくりのためにご努力していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問とします。

どうもありがとうございました。

○議長（小林祥宏君） 以上で3番菌部 一君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第3号、5番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可いたします。
5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問を始めさせていただきます。

下水道事業についてであります。第1点として、城里町、合併前は常北町、桂村でも公共下水道並びに農業集落排水事業の整備を進めてきたと思うんですが、合併後どのような整備状況かお聞きいたします。

また、それに伴う接続率についてもあわせてお尋ね申し上げます。

次に、公共下水道の増井、磯野地区の整備について、今後の予定をお聞きしたいと思います。

（2）になりますが、次は農業集落排水事業の整備状況並びに今後の取り組みについてお尋ね申し上げます。

その中で、特に上入野地区農業集落排水事業について、浄化施設が老朽化しているというようなことですが、それについての対応をお聞きいたします。

3点目です。（3）になりますが、公共下水道事業と農業集落排水事業の統合ということが考えられているということなんでありますが、これにつきましては、全国的にどういった先進事例があるのかお尋ね申し上げます。並びに当町におきましては、増井地区と上入野地区について、そのような計画があるというようなことでございますが、それについて説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、5番三村孝信議員のご質問に回答をさせていただきます。

公共下水道について、まず、整備状況と接続率についてのご質問がございました。

本町の流域地区公共下水道の整備状況ですが、平成3年に旧常北町市街地を中心に那珂久慈流域関連公共下水道に参入し、石塚地区より事業に着手しました。平成28年度末に大字石塚、上泉、那珂西、増井の一部が供用開始となり、事業計画面積356.5ヘクタールに対して351.76ヘクタールを整備しております。現在も増井地区を中心に整備を行っております。また、特定環境保全公共下水道事業の整備状況は、平成6年に事業に着手し、平成28年度末までに大字上坪を初め8地区が供用開始となっております。事業計画面積303ヘクタールに対し274.83ヘクタールを整備しております。現在は高根地区を中心に事業を実施している状況です。

接続率につきましては、28年度末の流域地区の接続率は75%、特環地区は68.7%で、公共下水道事業全体では72.9%でございます。供用開始後3年以内に接続する義務がございましたが、近年の少子・高齢化や経済状況を鑑みますと下水道受益者負担金や排水設備の投資よりも生活費が最優先となる傾向にございます。

茨城県内の接続率は平均89.4%であり、隣接市町と比較しても本町の接続率は低い状況にあります。整備された地区の皆様には下水道の役割をよく理解していただき、公共下水道に接続していくことが事業を執行する最大の効果と考えております。

整備状況と接続率については、整備に関してはほぼ計画に対して終わりつつあるというのがまとめであります。接続率に関しては県内よりも低いということでございます。

次に、公共下水道事業について、増井、磯野地区の今後の予定についてということですが、増井、磯野地区の今後の予定についてでございますが、平成29年8月開催の下水道審議会において「流域地区公共下水道の事業計画について」と題し、増井、磯野両地区の汚水処理事業のあり方を諮問し、審議会の意見を伺っているところです。年度内に審議会から答申をいただく予定となっております。

また、都市計画区域外の増井1区の一部と増井2区、磯野区の公共下水道事業は、流域関連公共下水道計画内の位置づけではありますが、整備を進めていくためには流域関連公共下水道関連の特定環境保全公共下水道地区の事業区域を設け、国補事業を活用した事業を推進することになります。

前段において、下水道審議会からの答申を期待しておりますが、増井、磯野地区の整備につきましては、審議会から答申をいただければぜひ前向きに取り組んでいきたいと考えております。

次に、下水道事業のうち農業集落排水事業についてでございます。

特に上入野地区農業集落排水事業の老朽化の対応についてということでございますが、農業集落排水事業につきましては、生活環境の改善を図り公共用水域の水質保全に寄与するため、し尿や生活雑排水を処理する施設として上入野地区、青山地区、古内地区、北方高久地区、孫根地区の5地区が稼働しております。その中でも、上入野地区農集排が最も

古く供用開始から20年が経過しております。

農集排では供用開始後20年が施設更新の目安とされており、上入野地区農集排は更新の時期を迎えており、維持管理費用は施設の老朽化が進むとともにかさんでまいります。28年度の維持管理費は機械器具の修繕、汚泥処理やメンテナンス費用など年間1,000万円を超えている状況です。

町の生活排水計画において、施設機能を維持するためには、処理施設を廃止し公共下水道へ統合することが財政運営上最も経費の削減が期待できるとしており、上入野の下水道機能も維持できると考えております。上入野地区の統合につきましては下水道審議会に諮問しており、答申をいただくこととしております。

3つ目の質問として、増井地区と上入野の農集排事業の統合についてということですが、今少し答えてしまいましたが、繰り返し答弁させていただきます。

先ほど、ご説明申し上げたとおり、上入野の統合につきましては下水道審議会に諮問をお願いしているところです。また、統合に至るまでには増井地区や上入野地区までの幹線整備をすることになります。このことも審議会に諮問しておりますが、年度内に答申が出ることを期待しております。

全国では農集排から公共下水道に接続した先進事例があるのかというご質問でございますが、42都道府県に307カ所の事例がございます。施設の老朽化対策や維持管理コストの縮減を図るため、上入野地区農集排を皮切りに順次町内の農集排を公共下水道に統合する事業を推進していきたいと考えております。42都道府県であるというんですが、茨城県ではまだ1例もないということで、この分野については茨城県の動きがおこなわれているということなのかもしれません。

なお、上入野の統合までには多少期間を有しますが、まずは増井地区の整備を推進し、下水道事業の停滞がないよう努めてまいります。

○議長（小林祥宏君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） ありがとうございます。

丁寧な説明なのでよくわかったんですが、接続率について再度尋ねたいと思います。

県平均よりも低いと。72.9%の接続率だということですが、これは城里町全部の公共下水道の接続率だと思っておりますが、重ねてお聞きしたいのは、新たに整備した比較的新しい下水道における接続率について再度お尋ねしたいと思います。

それは、この平均72.9%よりもかなり低い接続率になっているというような話も聞いております。そういった点をお答え願いたいと思います。

もう一点です。

公共下水道事業と農業集落排水事業を統合していくという方針を町は持っているということなんですが、予算の、補助金の出るところが違うというようなことで、2系統の下水

道整備を進めてきたんですが、そう考えていきますと、農業集落排水事業においては各集落の案件ごとに処理施設をつくらなければならないということで割高になるということなんです。それは今にわかったことではないと思うんですよ。町民とか一般の利用者から見ればどちらで整備しようが便利になればいいということだと思います。そういう中で、やはりできれば、こういったことは最初から公共下水道という形で整備を進めるということであれば、こういった後から接続というような無駄がなかったんじゃないかということを考えていますが、今となっては各5地区ある農業集落排水事業を老朽化するごとに順次公共下水道につないでいくのかということ再度お聞きして、2回目の質問を終わりにします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

まず、直近5年の接続率でございますが、議員ご指摘のとおり低い状況になっております。直近5年、例えば流域下水道地区ですが経過1年の接続率が33.1%、経過2年で38.7%、経過3年で43.5%、経過4年で47%、経過5年も47%ということですので、毎年毎年こうどんどん接続していくわけですが、本当は8割ぐらい接続してほしいんですけども、5年で約5割ぐらいというのが最近の接続率となっております。平成29年度は町下水道課職員による個別訪問を実施しまして、供用開始から3年を過ぎた120件を訪問いたしました。その結果、6月から11月の期間に申請9件、接続6件がございました。今後も接続推進に向けた努力をしてまいりたいと考えますが、住民の皆様方のご理解、ご協力もいただきたいと考えているところでございます。

農業集落排水の下水道への接続ですが、議員ご指摘のとおり、今後計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。その最初の事例が最初にでき上がった上入野からスタートさせたいというふうに考えております。

下水道事業のほうは維持、管理費を利用料金や分担金などで賄っておりますが、農業集落排水はその維持、補修費を利用料金等で全く賄っていない状況ですので、経済効率の高い公共下水に編入していくことが町の財政上も好ましいことだと考えております。

○議長（小林祥宏君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 最後に、接続率についてもう一度、要望に近いんですがお話ししたいと思います。

この公共下水道事業というのは非常に各受益者の分担金以上の公金がふんだんに使われているわけですよ。1軒当たりで換算すると数百万近い費用がかかっているという事実があります。それで、ここで例に出すのもなんですが、1年間の図書費は600万です。ひょ

つとすると1軒当たり600万ぐらいの下水道の施設埋設等がかかっているかもしれないですよ。そういうことを考えると、この接続率を上げるというかが、それは町民が果たしてそれほど必要としているのかということまで考えてもらいたいと思うんですよ。

最初の下水道事業においては旧石塚地区は恐らく水洗トイレというような家庭が少なかったんじゃないかと思います。ですから、接続率も当然よくなっていたと。ところが非常に直近5カ年の接続率が悪いというのは、各住宅でも合併浄化槽等を自分のところで設置してそれを利用していると。急いで接続する必要もないんじゃないかというような状況が、社会の状況、住宅状況が変わってきているんじゃないかというように感じています。

ただ、将来を考えれば、公共下水道を埋設して接続率を増やすということは環境の保全等にとっても大切なことです。

どうか、下水道課の皆さん、それから執行部の皆さん、接続率を上げる努力を今後していってほしいのと同時に今後公共事業を実施していく増井地区、磯野地区等も接続率等については十分に事前に説明をしておいていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり、現在接続率が低迷しているところではあるんですが、今後新しく計画を立てて事業を進捗するに当たっては事前に地元でよく説明会等を行い、整備された後の確実な接続をお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） よろしいですか。

○5番（三村孝信君） 終わります。

○議長（小林祥宏君） 以上で5番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

また、議員各位は議員控室のほうでお待ちくださるようお願いいたします。

午前11時30分休憩

午前11時45分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日7日から11日までは、議案調査及び議事整理のため休会とし、12日は午後2時に議場において開会し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに時間厳守の上、議員控室にご参集くださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時46分散会